

## まもりすまい保険の団体割引の適用に関する取扱い

あいち住宅技術交流ネットワーク会則第3条(3)に関する事業の一環として、本会が住宅保証機構株式会社の団体(団体Ⅱ)として認定された後、会員がまもりすまい保険に係る保険料の団体割引を受けようとする時は、下記の事項を遵守する。

### 記

#### (団体利用申込み)

第1 会員は、まもりすまい保険を申し込む時は、まもりすまい保険団体利用申込書(団体様式1)(以下、「団体利用申込書」という。)を事務局に提出し、承認を得る。

#### (設計施工基準)

第2 団体割引の適用を受ける住宅は、あいち住宅技術交流ネットワークが定めた設計施工基準(以下、「団体認定設計施工基準」という。)に適合させ、住宅の品質の確保・向上を図る。

#### (事務局業務)

第3 事務局は、第1の申込みを受けた時は、その住宅が団体認定設計施工基準に適合しているかどうか審査する。

2 事務局は、前項の審査により適合と確認した場合は、確認の証として認証印を押印した申込書を会員に返送すると共にあいち住宅技術交流ネットワーク認定住宅受付台帳(団体様式2)に登載する。

### 附則

本取扱いは、平成25年10月10日から施行する。

本取扱いは、平成28年2月5日から施行する。